皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セルビア国大統領トミスラブ・ニコリッチ閣下の大統領就任につき、五月三十一日、次の御祝電を発せられた。

瑞宝単光章を授けるに（以上五月五日）
小林　耕次

瑞宝双光章を授けるに
吉田　隆治

瑞宝単光章を授けるに（五月三日）
園山　芳美

瑞宝双光章を授けるに（五月二日）
（農林水産事務官）
長石　好夫

瑞宝小綬章を授けるに（五月一日）
（北海道大学名誉教授）
藤野　和夫

瑞宝単光章を授けるに（以上四月三十日）
福岡　孝義

瑞宝双光章を授けるに（各通）
市川　英男　中山　清　濱田　義則

瑞宝小綬章を授けるに
城田　勝也

瑞宝単光章を授けるに（以上四月二十九日）
（京都大学名誉教授）
清水　慶彦

瑞宝中綬章を授けるに
馬場　強逸　牧畑　田　大澗　倉雄　稲葉　陽一　池田　修二
石濱　秀夫　和正昭　西島崎　牛久保　辰男　池間　保男
大西　規矢夫　夫　西田與四郎　中智生　田代哲之男　加藤　明男

瑞宝小綬章を授けるに（各通）
秋山　守次　岩渕　輝男

瑞宝双光章を授けるに（各通）
（鹿児島大学名誉教授）
高森　昭　田中　智生　田代哲之男　加藤　明男

瑞宝単光章を授けるに（以上四月二十日）
竹内　博志　山内　貞清　上田　青樹　鈴木　博志
井島　堅造　（以上四月二十八日）

瑞宝双光章を授けるに（各通）
中島　好一　畠山　清　瀬草野　義隆　樋口　政志
菅野　純一　村上　恒夫　緒方　サツキ　古目谷　護
木村　茂　井上　景山　嘉彦

官庁報告

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十四年六月四日

国土交通大臣　前田　武志

一　調査の種類　土地分類基本調査（土地履歴調査）・水調査（水系調査）（地下水調査）

二　調査を実施する者の名称　国土交通省

三　調査地域

静岡県　静岡市、浜松市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、森町

三重県　津島市、安西市、弥富町、四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

京都府　城陽市、京田辺市、木津川市、八幡市、井手町、宇治田原町、和束町、精華町

奈良県　奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、葛城市、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町、河合町、平群町、三郷町、上牧町、王寺町

大阪府　大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町、太子町、河南町

兵庫県　神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市

水調査（水系調査）
網走川水系・常呂川水系（北海道）、由良川水系（京都府）、加古川水系（兵庫県）

水調査（地下水調査）
全国

四　調査期間　平成二十四年～平成二十五年

公告

諸事項

鉱業財団

東京都港区赤坂５丁目３番１号**国際石油開発帝石株式会社**の鉱業財団に新潟県採掘権登録第1867号の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てよ。

平成24年６月４日

新潟地方法務局長岡支局

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成24年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成24年６月４日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

国営いさわ南部土地改良事業（区画整理、農地造成）

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月４日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成24年５月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アローエム　森澤　厚　愛知県春日井市上田楽町字天王地2389番地の１　国土交通大臣許可（般―21）第13475号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年４月10日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月４日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成24年５月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サンレックス　代表取締役　加藤　幹夫　静岡県沼津市西沢田263―１　国土交通大臣許可（般―21）第20842号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、板金工事業、内装仕上工事業、電気通信工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年３月30日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年６月４日

中部地方整備局長　足立　敏之